

令和5年3月成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
2	・非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例	3
3	・成田市手数料条例	4
4	・成田市手数料条例	4 8
	・成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例	4 8
5	・成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	4 9
	・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	4 9
6	・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	4 9
	・成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	5 2
7	・成田市国民健康保険条例	5 4
8	・成田市国民健康保険税条例	5 4
9	・成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例	5 6
1 0	・成田市営住宅条例	5 7

○議案第2号資料

・非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第1			別表第1		
区分	種別	報酬額	区分	種別	報酬額
略			略		
景観アドバイザー	日額	7,700円	景観アドバイザー	日額	7,700円
生活保護嘱託医師 保育所嘱託医師 こども発達支援センター嘱託医師 農政推進協議会委員 学校医 学校歯科医 学校薬剤師 スポーツ推進委員 学校評議員	予算の範囲内で任命権者が定める額		鳥獣被害対策実施隊員	日額	8,000円 (4時間に満たない場合 にあつては, 4,000円)
			生活保護嘱託医師 保育所嘱託医師 こども発達支援センター嘱託医師 農政推進協議会委員 学校医 学校歯科医 学校薬剤師 スポーツ推進委員 学校評議員	予算の範囲内で任命権者が定める額	

○議案第3号資料

・成田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案										
<p>附 則 1～8 略</p> <p>別表第5 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)関係手数料</p> <table border="1" data-bbox="163 1177 1104 1326"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬の登録手数料</td> <td>1頭につき 3,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	金額	犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	略		<p>附 則 1～8 略</p> <p><u>(多機能端末機により証明書等の交付を受ける場合の手数料の特例)</u></p> <p>9 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機をいう。)により証明書等の交付を受ける場合における別表第1から別表第4までの規定の適用については、別表第1納税及び公課に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」と、別表第2戸籍の謄・抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項の証明書の交付手数料の項金額の欄中「450円」とあるのは「350円」と、別表第3住民票又は除票の写しの交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」と、同表戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」と、別表第4印鑑登録に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「300円」とあるのは「200円」とする。</p> <p>別表第5 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)関係手数料</p> <table border="1" data-bbox="1140 1177 2074 1367"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬の登録手数料(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により犬の登</td> <td>1頭につき 3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	金額	犬の登録手数料(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により犬の登	1頭につき 3,000円
手数料の種類	金額										
犬の登録手数料	1頭につき 3,000円										
略											
手数料の種類	金額										
犬の登録手数料(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により犬の登	1頭につき 3,000円										

現行			改正案		
別表第7 建築基準法(昭和25年法律第201号)関係手数料			録の申請があったものとみなされる 場合の当該犬の登録を除く。)		
			略		
略			略		
卸売市場等の 用途に供する 特殊建築物の 位置の特例許 可申請手数料		1件につき 160,000円	卸売市場等の 用途に供する 特殊建築物の 位置の特例許 可申請手数料		1件につき 160,000円
建築物の容積 率の特例許可 申請手数料		1件につき 160,000円	<u>住宅又は老人 ホーム等に設 ける機械室等 の容積率の特 例認定申請手 数料</u>		<u>1件につき 27,000円</u>
略			略		
高架の工作物		1件につき	高架の工作物		1件につき

現行			改正案		
内に設ける建築物の高さの特例認定申請手数料		27,000円	内に設ける建築物の高さの特例認定申請手数料		27,000円
			高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
高度利用地区内における建築物の容積率，建蔽率，建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円	高度利用地区内における建築物の容積率，建蔽率，建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料		1件につき 160,000円
略			略		
一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした総合的設計による建	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件につき 78,000円	一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした総合的設計による建	建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件につき 78,000円
	略			略	

現行			改正案		
建築物の特例認定申請手数料			建築物の特例認定申請手数料		
略			略		
広い空地进行する一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件につき 210,000円	広い空地进行する一団の土地の区域内の既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	建築物(建築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合	1件につき 210,000円
略			略		
略			略		
別表第11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係手数料			別表第11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係手数料		
手数料の種類	区分		金額		
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請に係る低炭素建築物新築等計画につ	一戸建ての住宅	1件につき	5,000円	1件につき 5,000円
		共同住宅等及び複合建築物(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。)	申請する住戸の数が1戸のもの	1件につき	
		申請する住	1件につき		
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	申請に係る低炭素建築物新築等計画につ	一戸建ての住宅			1件につき 5,000円

現行				改正案			
いて、 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。）及び一戸建ての住宅以外の建築物（以下この項において	戸の数が1戸を超え5戸以下のもの	10,000円		いて、 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅（以下この項において「共同住宅等」という。）及び一戸建ての住宅以外の建築物（以下この項において			
	申請する住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき 17,000円					
	申請する住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき 28,000円					
	申請する住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき 47,000円					
	申請する住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき 85,000円					

現行				改正案			
て「非住宅建築物」という。)並びに共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物(以下この項において「複合建築物」という。)の住宅以外の部分について		申請する住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき 135,000円	て「非住宅建築物」という。)並びに共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物(以下この項において「複合建築物」という。)の住宅以外の部分について			
		申請する住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき 170,000円				
		申請する住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき 182,000円				
	共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)	建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 10,000円に 共用部認定 費相当額Aを 加算した額	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円	
	建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき 17,000円に 共用部認定 費相当額Aを 加算した額		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円		

現行				改正案			
は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外	建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき 28,000円に 共用部認定 費相当額Aを 加算した額	は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外	の	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 44,000円	
	建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき 47,000円に 共用部認定 費相当額Aを 加算した額		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		1件につき 78,000円	
	建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき 85,000円に 共用部認定 費相当額Aを 加算した額					
	建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき 135,000円に 共用部認定 費相当額Aを 加算した額					
	建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸	1件につき 170,000円に 共用部認定 費相当額Aを					

現行				改正案					
<p>については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に</p>	<p>非住宅建築物</p>	<p>以下のもの</p>	<p>加算した額</p>	<p>については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に</p>	<p>非住宅建築物</p>				
		<p>建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの</p>	<p>1件につき 182,000円に 共用部認定 費相当額Aを 加算した額</p>			<p>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 10,000円</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 10,000円</p>
						<p>床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 17,000円</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 16,000円</p>
		<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 28,000円</p>			<p>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき 26,000円</p>		

現行				改正案			
掲げる基準に適合しているものと認められたものである場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示	床面積の合計が2,000平方メートルを超え	1件につき	<u>85,000円</u>	掲げる基準に適合しているものと認められたものである場合又はこれに類するものとして市長が定めるものが提出された場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上	1件につき	<u>78,000円</u>
	5,000平方メートル以内のもの				5,000平方メートル未満のもの		
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え	1件につき	<u>134,000円</u>		10,000平方メートル以上	1件につき	<u>124,000円</u>
	10,000平方メートル以内のもの				10,000平方メートル未満のもの		
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え	1件につき	<u>170,000円</u>		床面積の合計が10,000平方メートル以上	1件につき	<u>156,000円</u>
	25,000平方メートル以内のもの				25,000平方メートル未満のもの		
	床面積の合計が25,000平方メートル	1件につき	<u>212,000円</u>		床面積の合計が25,000平方メートル	1件につき	<u>195,000円</u>

現行				改正案			
基準 (平成 13年国 土交通 省告示 第1346 号)別 表1の 断熱等 性能等 級4及 び1次 エネル ギー消 費量等 級5に 適合し ている ものに 限る。)の写し が提出 された 場合	複合建築物(住戸の部分の みを認定の申請の対象と するものを除く。)	ルを超える もの	建築物全体 の住戸の 数が1戸の もの	1件につき 5,000円に非 住宅部分認 定費相当額A を加算した 額			ル以上のも の
		建築物全体 の住戸の 数が1戸を 超え5戸以 下のもの	1件につき 10,000円に 共用部認定 費相当額A及 び非住宅部 分認定費相 当額Aを加算 した額				
		建築物全体 の住戸の 数が5戸を 超え10戸以 下のもの	1件につき 17,000円に 共用部認定 費相当額A及 び非住宅部 分認定費相 当額Aを加算 した額				

現行				改正案			
			<u>建築物全体 の住戸の数が 10戸を超え 25戸以下の もの</u>	<u>1件につき 28,000円に 共用部認定 費相当額A及 び非住宅部 分認定費相 当額Aを加算 した額</u>			
			<u>建築物全体 の住戸の数が 25戸を超え 50戸以下の もの</u>	<u>1件につき 47,000円に 共用部認定 費相当額A及 び非住宅部 分認定費相 当額Aを加算 した額</u>			
			<u>建築物全体 の住戸の数が 50戸を超え 100戸以下 のもの</u>	<u>1件につき 85,000円に 共用部認定 費相当額A及 び非住宅部 分認定費相 当額Aを加算 した額</u>			

現行				改正案					
			建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき 135,000円に 共用部認定 費相当額A及 び非住宅部 分認定費相 当額Aを加算 した額					
			建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき 170,000円に 共用部認定 費相当額A及 び非住宅部 分認定費相 当額Aを加算 した額					
			建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき 182,000円に 共用部認定 費相当額A及 び非住宅部 分認定費相 当額Aを加算 した額					

現行				改正案					
	その他 の場合	一戸建ての住宅	1件につき <u>36,000円</u>		その他 の場合	一戸建ての 住宅	建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令(平成28 年 経済産 業省 国土交 通省 令第 1号)第10 条第2号イ (2)及びロ (2)に規定 する評価 方法の場 合	床面積の合 計が200平 方メートル 未満のもの	1件につき <u>17,000円</u>
							建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令(平成28 年 経済産 業省 国土交 通省 令第 1号)第10 条第2号イ (2)及びロ (2)に規定 する評価 方法の場 合	床面積の合 計が200平方 メートル以 上のもの	1件につき <u>19,000円</u>
						その他の 場合		床面積の合 計が200平 方メートル 未満のもの	1件につき <u>34,000円</u>
								床面積の合 計が200平 方メートル	1件につき <u>37,000円</u>

現行				改正案			
		共同住宅等及び複合建築物(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。)	申請する住戸の数が1戸のもの	1件につき 36,000円			以上のもの
			申請する住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの	1件につき 73,000円			
			申請する住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき 102,000円			
			申請する住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき 144,000円			
			申請する住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき 208,000円			

現行				改正案			
		申請する住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき 298,000円				
		申請する住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの	1件につき 403,000円				
		申請する住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき 529,000円				
		申請する住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき 622,000円				
	共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)	建築物全体の住戸の数が5戸以下のもの	1件につき 73,000円に 共用部認定 費相当額Bを 加算した額	共同住宅等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 32,000円
						床面積の合計	1件につき

現行				改正案				
		建築物全体の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの	1件につき 102,000円に 共用部認定 費相当額Bを 加算した額			令第10条 第2号イ (2)及びロ (2)に規定 する評価 方法の場 合	計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,000円
		建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの	1件につき 144,000円に 共用部認定 費相当額Bを 加算した額				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 101,000円
		建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの	1件につき 208,000円に 共用部認定 費相当額Bを 加算した額				床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 152,000円
		建築物全体の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの	1件につき 298,000円に 共用部認定 費相当額Bを 加算した額			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円
		建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸	1件につき 403,000円に 共用部認定 費相当額Bを				床面積の合計が300平	1件につき 112,000円

現行				改正案				
		以下のもの	加算した額			方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの		
		建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの	1件につき529,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき191,000円	
		建築物全体の住戸の数が300戸を超えるもの	1件につき622,000円に共用部認定費相当額Bを加算した額			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき273,000円	
	非住宅建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28経済産	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき85,000円	非住宅建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき85,000円
			床面積の合計が300平方メートル	1件につき108,000円			床面積の合計が300平方メートル	1件につき108,000円

現行				改正案			
		年 国土交 業省 令第 通省	を 超 え 1,000 平方 メートル以 内のもの			(2)及びロ (2)に規定 する評価 方法の場 合	以 上 1,000 平方メート ル未満のも の
		1号)第10 条第1号イ (2)及びロ (2)に規定 する評価 方法の場 合	床面積の合 計が 1,000 平方メート ルを 超 え 2,000 平方 メートル以 内のもの	1件につき 142,000円			床面積の合 計が 1,000 平方メート ル 以 上 2,000 平方 メートル未 満のもの
			床面積の合 計が 2,000 平方メート ルを 超 え 5,000 平方 メートル以 内のもの	1件につき 230,000円			床面積の合 計が 2,000 平方メート ル 以 上 5,000 平方 メートル未 満のもの
			床面積の合 計が 5,000 平方メート ルを 超 え 10,000 平方 メートル以	1件につき 300,000円			床面積の合 計が 5,000 平方メート ル 以 上 10,000 平方 メートル未

現行					改正案					
				内のもの					満のもの	
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 361,000円				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 361,000円
				床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 423,000円				床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 423,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 255,000円			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 221,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 317,000円				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき 277,000円

現行				改正案				
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>407,000円</u>			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>358,000円</u>
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>579,000円</u>			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>511,000円</u>
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき <u>703,000円</u>			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき <u>629,000円</u>
			床面積の合計が10,000平方メートル	1件につき <u>837,000円</u>			床面積の合計が10,000平方メートル	1件につき <u>743,000円</u>

現行				改正案			
			ルを超え 25,000平方 メートル以 内のもの				ル以上 25,000平方 メートル未 満のもの
			床面積の合 計が25,000 平方メート ルを超える もの	1件につき <u>956,000円</u>			床面積の合 計が25,000 平方メート ル以上のも の
		複合建築物(住戸の部分の みを認定の申請の対象と するものを除く。)	建築物全体 の住戸の数 が1戸のも の	1件につき <u>36,000円</u> に 非住宅部分 認定費相当 額Bを加算し た額			
			建築物全体 の住戸の数 が1戸を超 え5戸以下 のもの	1件につき <u>73,000円</u> に 共用部認定 費相当額B及 び非住宅部 分認定費相 当額Bを加算 した額			
			建築物全体	1件につき			

現行		改正案					
	<u>の住戸の数が5戸を超え10戸以下のもの</u>	<u>102,000円に</u> <u>共用部認定</u> <u>費相当額B及</u> <u>び非住宅部</u> <u>分認定費相</u> <u>当額Bを加算</u> <u>した額</u>					
	<u>建築物全体の住戸の数が10戸を超え25戸以下のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>144,000円に</u> <u>共用部認定</u> <u>費相当額B及</u> <u>び非住宅部</u> <u>分認定費相</u> <u>当額Bを加算</u> <u>した額</u>					
	<u>建築物全体の住戸の数が25戸を超え50戸以下のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>208,000円に</u> <u>共用部認定</u> <u>費相当額B及</u> <u>び非住宅部</u> <u>分認定費相</u> <u>当額Bを加算</u> <u>した額</u>					
	<u>建築物全体</u>	<u>1件につき</u>					

現行				改正案						
			<u>の住戸の数が50戸を超え100戸以下のもの</u>	<u>298,000円に</u> <u>共用部認定</u> <u>費相当額B及</u> <u>び非住宅部</u> <u>分認定費相</u> <u>当額Bを加算</u> <u>した額</u>						
			<u>建築物全体の住戸の数が100戸を超え200戸以下のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>403,000円に</u> <u>共用部認定</u> <u>費相当額B及</u> <u>び非住宅部</u> <u>分認定費相</u> <u>当額Bを加算</u> <u>した額</u>						
			<u>建築物全体の住戸の数が200戸を超え300戸以下のもの</u>	<u>1件につき</u> <u>529,000円に</u> <u>共用部認定</u> <u>費相当額B及</u> <u>び非住宅部</u> <u>分認定費相</u> <u>当額Bを加算</u> <u>した額</u>						
			<u>建築物全体</u>	<u>1件につき</u>						

現行				改正案					
			<u>の住戸の数が300戸を超えるもの</u>	<u>622,000円に共用部認定費相当額B及び非住宅部分認定費相当額Bを加算した額</u>					
<p>備考</p> <p>1 共用部認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 9,900円</p> <p>イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 28,000円</p> <p>エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 85,000円</p> <p>オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 134,000円</p> <p>カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 170,000円</p> <p>キ 25,000平方メートルを超える場合 212,000円</p> <p>2 共用部認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の共用部の床</p>				<p>備考</p> <p>1 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。</p>					

現行	改正案
<p>面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 115,000円</p> <p>イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 146,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 190,000円</p> <p>エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 297,000円</p> <p>オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 381,000円</p> <p>カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 456,000円</p> <p>キ 25,000平方メートルを超える場合 531,000円</p> <p>3 非住宅部分認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。</p> <p>ア 300平方メートル以内の場合 9,900円</p> <p>イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 28,000円</p> <p>エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 85,000円</p>	

現行		改正案	
<p>オ <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合</u> <u>134,000円</u></p> <p>カ <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合</u> <u>170,000円</u></p> <p>キ <u>25,000平方メートルを超える場合</u> <u>212,000円</u></p> <p>4 <u>非住宅部分認定費相当額Bとは、次の表の左欄に掲げる申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計の区分に応じ、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する評価方法による場合は同表の中欄に掲げる額を、その他の場合は同表の右欄に掲げる額をいう。</u></p>			
<u>申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計</u>	<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する評価方法による場合の額</u>	<u>その他の場合の額</u>	
<u>300平方メートル以内のもの</u>	<u>85,000円</u>	<u>255,000円</u>	
<u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>108,000円</u>	<u>317,000円</u>	

現行			改正案		
	もの				
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	142,000円	407,000円		
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	230,000円	579,000円		
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	300,000円	703,000円		
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	361,000円	837,000円		
	25,000平方メートルを超えるもの	423,000円	956,000円		
<p>5 共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)又は複合建築物(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部の面積を</p>					

現行			改正案		
	<p>除いた面積で申請があったときは、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額から共用部認定費相当額A又は共用部認定費相当額Bを控除した額とする。</p> <p>6 略</p>			<p>2 略</p>	
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	略	略	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	略	略
	<p>備考</p> <p>1 共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)又は複合建築物(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部の面積を除いた面積で申請があったときは、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額から共用部認定費相当額A又は共用部認定費相当額Bを控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項の備考の6の規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出があった場合について準用する。</p>			<p>備考</p> <p>1 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項の備考の2の規定は、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出があった場合について準用する。</p>	
別表第12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料			別表第12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料		
手数料の種類	区分	金額	手数料の種類	区分	金額

現行		改正案	
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	非住宅建築物(複合建築物)においては非住宅部分に限る。)の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物(非住宅部分に限る。)の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜

現行					改正案						
売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物の場合					場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物の場合						
										略	
略					略						
建築物エネルギー消費性能	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、 <u>非住宅部分</u> については建築物のエネルギー	一戸建ての住宅			1件につき 5,000円	建築物エネルギー消費性能	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について、 <u>共同住宅、長屋その他一戸建ての住</u>	一戸建ての住宅			1件につき 5,000円
		住宅部分	住戸に係る認定の申請の場合	申請する住戸の床面積の合計が300平方	1件につき 10,000円			共同住宅、長屋その他一戸建ての住			

現行				改正案			
向 上 計 画 認 定 申 請 手 数 料	ルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)により、建築物のエネルギー消費	合	メートル未満のもの		向 上 計 画 認 定 申 請 手 数 料	宅以外の住宅(以下この表において「共同住宅等」という。)及び一戸建ての住宅以外の建築物(以下この表において「非住宅建築物」という。)並びに共同住宅等に住宅以外の部分を含んだ建築物(以下この表において「複合建築物」という。)の住宅以外の部分については建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判	
			申請する住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円			
			申請する住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 44,000円			
			申請する住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 78,000円			

現行				改正案			
性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び1次エネルギー消費量等級5に適合している場合(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部	<u>住棟全体に係る認定の申請の場合</u>	<u>住棟の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	1件につき 10,000円	定機関(以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、それ以外については住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものであ	<u>共同住宅等</u>	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 10,000円
		<u>住棟の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	1件につき 20,000円			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 20,000円
		<u>住棟の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	1件につき 44,000円			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 44,000円
		<u>住棟の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u>	1件につき 78,000円			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 78,000円

現行				改正案				
分については、 同告示に基づく 1次エネルギー 消費量等級4又 は等級5に適合 している場合)に 限る。)の写しが 提出された場合	非住宅部分	略		その他の場合	一戸 建て の住 宅	建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第10条 第2号イ (2)及び ロ(2)に 規定する 評価方法 の場合	略	
	その他の場合	一戸建ての住宅	床面積の合 計が200平 方メートル 未満のもの				1件につき 34,000円	床面積の合 計が200平 方メートル 未満のもの
		床面積の合 計が200平 方メートル 以上のもの	1件につき 37,000円			定める省 令第10条 第2号イ (2)及び ロ(2)に 規定する 評価方法 の場合	床面積の合 計が200平 方メートル 以上のもの	1件につき 19,000円
						その他の 場合	床面積の合 計が200平 方メートル 未満のもの	1件につき 34,000円

現行					改正案				
								床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき 37,000円
住宅部分	住戸に係る認定の申請の場合	申請する住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 67,000円		共同住宅等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する評価方法の場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 32,000円	
		申請する住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 112,000円				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 56,000円	
		申請する住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 191,000円				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 101,000円	
							床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	1件につき 152,000円	

現行					改正案				
				方メートル 未満のもの 申請する住 戸の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの	1件につき 273,000円				平方メート ル以上のも の
			<u>住棟全 体に係 る認定 の申請 の場合</u>	略			<u>その他 の場合</u>	略	
		<u>非住 宅部 分</u>	建築物 エネルギー 消費性能 基準等 を定め る省令 第10条 第1号イ (2)及び ロ(2)に	略		<u>非住 宅建 築物</u>	建築物エ ネルギー 消費性能 基準等を 定める省 令第10 条第1号 イ(2)及 びロ(2) に規定す る <u>評価方</u>	略	

現行				改正案			
		規定する 場合				法の場合	
		略				略	
	備考				備考		
	<p>1 <u>住棟全体</u>に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。</p> <p>2 <u>住宅部分及び非住宅部分を有する建築物(以下この表において「複合建築物」という。)</u>の場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、それぞれの部分について、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。</p>				<p>1 <u>共同住宅等</u>に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床面積の合計とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。</p> <p>2 <u>複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。</u></p>		
	3・4 略				3・4 略		
建築物エネルギー消費性能			略	建築物エネルギー消費性能			略
	備考				備考		
	<p>1 <u>住棟全体</u>に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ</p>				<p>1 <u>共同住宅等</u>に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の床</p>		

現行			改正案		
向 上 計 画 変 更 認 定 申 請 手 数 料	<p>面積とみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>2 複合建築物の場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、<u>住宅部分及び非住宅部分のそれぞれの部分について、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3・4 略</p>		向 上 計 画 変 更 認 定 申 請 手 数 料	<p>面積の合計とみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、<u>当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額に2分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3・4 略</p>	
建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 に 係 る 認 定 申 請 手 数 料	申請に係る建築物について、非住宅部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については登録住宅性能評価機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上	略	建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 に 係 る 認 定 申 請 手 数 料	申請に係る建築物について、非住宅建築物及び複合建築物の住宅以外の部分については登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、それ以外については登録住宅性能評価機関により、	略

現行		改正案	
<p>に関する法律第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合又は次に掲げる書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国</p>		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合又は次に掲げる書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上</p>	

現行		改正案	
	<p>土交通省令第5号)第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けたことを証する書類</p> <p>イ 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に規</p>		<p>に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けたことを証する書類</p> <p>イ 都市の低炭素化の促</p>

現行		改正案	
<p>定する認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の交付を受けたことを証する書類</p> <p>ウ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本</u> </p>		<p>進に関する法律第54条第1項に規定する認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の交付を受けたことを証する書類</p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げるもののほか、これに類するものとし</u> </p>	

現行		改正案	
	<p>住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び1次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、同告示に基づく1次エネルギー消費量等級3、等級4又は</p>		<p>て市長が定めるもの</p>

現行				改正案			
	等級5に適合している場合)に限る。)の写し						
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に規定する場合	略	その他の場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に規定する評価方法の場合	略
			略				略
	住宅部分	建築物エネルギー	略		共同住宅	建築物エネルギー	略

現行				改正案			
			ギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に規定する場合				等 消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に規定する評価方法の場合
			その他の場合	略			その他の場合
	非住宅部分		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令	略		非住宅建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第

現行				改正案			
		第1条第1項第1号ロに規定する場合				1号ロに規定する評価方法の場合	
		その他の場合	略			その他の場合	略
備考				備考			
<p>1 <u>住宅部分</u>に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の<u>延べ面積</u>とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。</p> <p>2 複合建築物の場合の建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、<u>住宅部分及び非住宅部分のそれぞれの部分</u>について、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。</p>				<p>1 <u>共同住宅等</u>に係る認定の申請の場合であって、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で申請があったときの建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の<u>床面積の合計</u>とみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額とする。</p> <p>2 複合建築物の場合の建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の額は、<u>当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分に区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める額を合計した額とする。</u></p>			

○議案第4号資料

・成田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>別表第16</p> <p><u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)関係手数料</u></p> <p>略</p>	<p>別表第16</p> <p><u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)関係手数料</u></p> <p>略</p>

・成田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、急傾斜地崩壊危険区域(法第3条第1項の規定により千葉県知事が指定した区域をいう。以下同じ。)内の土地所有者(都市計画法(昭和43年法律第100号)、<u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)</u>、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令等による許可、確認等を受け、宅地又は建築物の安全性が確認されている土地(以下「宅地等の安全性が確認されている土地」という。)の所有者を除く。)をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人(宅地等の安全性が確認されている土地の地上権等を有するものを除く。)をいう。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において「受益者」とは、急傾斜地崩壊危険区域(法第3条第1項の規定により千葉県知事が指定した区域をいう。以下同じ。)内の土地所有者(都市計画法(昭和43年法律第100号)、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)</u>、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令等による許可、確認等を受け、宅地又は建築物の安全性が確認されている土地(以下「宅地等の安全性が確認されている土地」という。)の所有者を除く。)をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人(宅地等の安全性が確認されている土地の地上権等を有するものを除く。)をいう。</p>

○議案第5号資料

・成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる当該特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>第26条 削除</p>

・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定の例により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>第14条 削除</p>

○議案第6号資料

・成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(保育所等との連携等)</p>	<p>(保育所等との連携等)</p>

現行	改正案
<p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携及び協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携及び協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>

現行	改正案
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する</p>	<p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、<u>前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が<u>図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 家庭的保育事業者等は、<u>定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動<u>その他の利用乳幼児の移動のために</u>自動車を運行するときは、<u>利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 家庭的保育事業者等は、<u>利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)</u>を日常的に運行するときは、<u>当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)</u>を行わなければならない。</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等</u></p>

現行	改正案
<p>他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない</u>。</p> <p>3～5 略</p>	<p>の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない</u>。</p> <p>3～5 略</p>

・成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとと</p>

現行	改正案
<p>(衛生管理等)</p>	<p>もに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p>

現行	改正案
<p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>第13条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p>

○議案第7号資料

・成田市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>

○議案第8号資料

・成田市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(課税額)</p>	<p>(課税額)</p>

現行	改正案
<p>第2条 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特</p>	<p>第2条 略</p> <p>2 基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特</p>

現行	改正案
<p>定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、<u>同条中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、<u>同項中</u>「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>

○議案第9号資料

・成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案														
<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="170 975 1111 1171"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東和泉青年館</td> <td>成田市東和泉719番地</td> </tr> <tr> <td>下方青年館</td> <td>成田市下方1,043番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	東和泉青年館	成田市東和泉719番地	下方青年館	成田市下方1,043番地	略		<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="1144 975 2085 1121"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下方青年館</td> <td>成田市下方1,043番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下方青年館	成田市下方1,043番地	略	
名称	位置														
東和泉青年館	成田市東和泉719番地														
下方青年館	成田市下方1,043番地														
略															
名称	位置														
下方青年館	成田市下方1,043番地														
略															

○議案第10号資料

・成田市営住宅条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第1条第3号に規定する所得をいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第1条第4号に規定する所得をいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護、<u>配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の規定による保護</u>が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者及びこれに準ずる者として市長が認める者</u></p> <p>(9) <u>犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪</u></p>

被害者等(前号に掲げる者を除く。)で、次のいずれかに該当する者

ア 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等(以下この号において「犯罪等」という。)により収入が減少し、生計を維持することが困難となったと認められる者

イ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となったと認められる者